いすみ市空家等の適切な管理に関する条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、地域住民の生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所有者等の責務）

第３条　所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、かつ、管理不全空家等又は特定空家等とならないよう、自らの責任において適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、空家等が管理不全空家等又は特定空家等とならないよう、所有者等による空家等の適切な管理の促進、空家等の活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　市は、空家等に関する施策を実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

３　市は、空家等及び空家等の跡地の活用を促進するため、情報の提供、相談体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報提供）

第５条　何人も、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

２　市長は、前項の規定により情報の提供を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を法第 11 条の規定により整備する空家等に関するデータベースに記録するものとする。

（協議会）

第６条　法第８条第１項の規定により、いすみ市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　法第７条第１項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

（２）　法第 13 条第１項に規定する管理不全空家等の判断及び当該管理不全空家等に対する措置に関する事項

（３）　法第２条第２項に規定する特定空家等の判断及び当該特定空家等に対する措置に関する事項

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

３　協議会は、市長及び委員 10 人以内をもって組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　市議会議員

（２）　法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者

（３） 地域住民

（４） その他市長が必要と認める者

５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（緊急安全措置）

第７条　市長は、法第 22 条第 11 項の規定による場合のほか、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するために緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。ただし、緊急安全措置は、危険を回避するために必要な応急の措置に限るものとし、建築物の全部の除却その他当該空家等の原状の回復が困難となる措置を含まない。

２　市長は、緊急安全措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び措置の内容を所有者等へ通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められる場合又は所有者等を確知することができない場合は、この限りでない。

３　市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

（民事による解決との関係）

第８条　この条例の規定は、適切な管理が行われていない空家等の所有者等と当該空家等が適切に管理されていないことにより被害を受けるおそれがある者との間において、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

（関係機関との連携）

第９条　市長は、空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察、消防その他の関係機関に対し、当該空家等に関する情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

（委任）

第 10 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（いすみ市空家等対策協議会設置条例の廃止）

２　いすみ市空家等対策協議会設置条例（令和７年いすみ市条例第 19 号）は、廃止する。